

## 緊急特別融資枠を創設し、中小企業支援を実施 ～令和5年梅雨前線豪雨で被災された 中小企業の経営回復を支援します～

- 令和5年梅雨前線豪雨※により、県内で被害が発生しております。  
※ 令和5年6月29日からの大雨、令和5年7月2日からの大雨、令和5年7月7日からの大雨
- 県では、被災した中小企業を支援するため、相談窓口を設置するとともに、「セーフティネット保証4号」の認定を受けた中小企業に対する低利融資及び「知事指定風水害」の指定による低利融資を行ってまいりました。
- これに加え、7月28日から県の制度融資「緊急経済対策資金」に融資条件をより有利にした「緊急特別融資枠」を創設し、施設・設備の復旧を強力に後押しすることとしました。
- 被災中小企業が一日も早い経営回復を図ることができるよう、全力で取り組んでまいります。

### ◎ 緊急経済対策資金「緊急特別融資枠」の概要

- ①融資対象 令和5年梅雨前線豪雨に係る被災中小企業
- ②資金使途 復旧に要する設備資金、運転資金
- ③融資利率 0.9% <通常利率1.3%から0.4%引下げ>
- ④保証料率 0% <所定料率0.25%～1.62%を全額県が負担>
- ⑤限度額 3千万円 <既存の融資限度額1億円とは別枠>
- ⑥返済期間 10年以内（据置2年以内）
- ⑦実施期間 令和5年7月28日～令和6年3月31日
- ⑧申込先 取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

- ※ 市町村等の発行する「り災証明書」又は「被災証明書」が必要となります。  
(但し、市町村において、り災証明書の発行に時間をする場合は、後日提出也可)
- ※ 原則として既存借入れの借換はできません。  
(但し、令和5年梅雨前線豪雨に係る緊急経済対策資金（セーフティネット保証4号、知事指定風水害）の借入れについては借換可)

**【参考】**

**<県制度融資「緊急経済対策資金」による支援>**

区分	セーフティネット保証4号 (7月8日より適用)	知事指定災害 (7月14日より適用)	緊急特別融資枠 (7月28日より適用)
対象の大雨災害	令和5年7月7日からの大雨	令和5年6月29日からの大雨 令和5年7月2日からの大雨 令和5年7月7日からの大雨	令和5年6月29日からの大雨 令和5年7月2日からの大雨 令和5年7月7日からの大雨
被災内容	直接被害・間接被害	直接被害のみ	直接被害のみ
対象市町村	久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、筑前町、東峰村、広川町、添田町	県全域	県全域
融資利率		1.3%	0.9%
保証料率	0.8%	0.25～1.62%	0%
保証割合	100%	80%	80%
限度額		1億円	3千万円（別枠）
資金使途		設備・運転資金	
融資期間		10年以内（据置2年以内）	